



平成 24 年 3 月 19 日

各位

東京都港区芝 2 - 7 - 17
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 竹下謙治
(TEL03-6858-8190)

第三者調査委員会の調査報告ならびに当社の対応について

当社は平成 24 年 2 月 7 日付けで公表しましたとおり、当社における不適切な会計処理の疑義に関し外部の専門家で構成される第三者調査委員会を設置し対応を進めてまいりました。

この度、同第三者調査委員会より調査報告書が提出されましたので、その概要を報告すると共に別添にて調査報告書を開示致します。別添の調査報告書は報告原文と異なり文中の社名及び個人名の一部に匿名を使用しておりますが、同報告書の全容を伝えるに十分な記載内容がほぼ原文のまま全て記載されており、これにより同調査委員会の見解が網羅されていると考えます。

同調査報告書の提出を受け、本日開催の取締役会にて今般の不適切会計に関する役員の処分、又、再発防止策の構築について決定致しましたので併せてご報告致します。

当社と致しましては、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、事実解明に基づいた適正な会計処理への是正や再発防止に取り組むと共に株主様、投資家様をはじめ関係者の皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

本件につきまして改めて多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことに深くお詫び申し上げます。

1. 調査報告書について

(1) 第三者調査委員会の調査対象

平成 24 年 2 月 10 日付開示資料「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、第三者調査委員会は過去の不適切会計処理に関する事実の把握及び不正行為の有無の把握、責任所在、再発防止策等の提言を目的としました。その調査対象は、東京国税局の税務調査において指摘された平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期にその前後の期を加えた、平成 19 年 1 月期から平成 24 年 1 月期第 3 四半期会計期間の連結子会社を含めた当社グループの仕入りレポートの計上取引であります。また、調査の過程でレポートの不正計上が行われていた仕入先 A 社に対する買掛金について本開示資料 1.(2) において記載しているとおり多額の違算が発見されたため、調査の対象に含めております。

(2) 把握された不適切な会計に関する事実

レポートの不正計上について

平成 20 年 1 月期及び平成 21 年 1 月期において仕入先 A 社からの仕入りレポートの金額を水増しし売上総利益を増加させ、又、平成 22 年 1 月期及び平成 23 年 1 月期にかけて水増ししたレポートを取り崩す処理を行ってまいりました。

買掛金の違算について

買掛金の違算とは収益や仕入に関わる計上方法の違いや計上時期の違いによって一般的に発生するものであり、本件においては仕入先の当社に対する売掛金と当社の仕入先に対する買掛金の差額のことであります。

上記のリポートの不正計上により会計処理としては仕入値引が過大計上され買掛金が過少に計上され買掛金の違算が発生致しました。

一方、調査委員会の調査の結果、不正計上によるものとは別に誤謬の範疇として買掛金の違算が発生していることが判明致しました。(発生原因等は本開示資料 1.(3) を参照)

但し、監査法人等に対し残高確認資料等を改竄するなどして買掛金違算額が妥当であるとの虚偽の説明を専務取締役作佐部が行っておりました。

調査過程で検出されたその他の問題となる事項

仕入先 A 社以外の仕入先からのリポートについては上記に見られるような類似不正操作は確認されませんでした。ただし、リポートの計上について一部期間帰属の誤りを検出しました。

(3) 不適切会計におけるリポート不正計上額と買掛金違算残高額の推移及び主な発生要因

	19年1月期	20年1月期	21年1月期	22年1月期	23年1月期
リポート不正	-	205	16	20	130
買掛金違算残	2	92	114	92	73

*単位：百万円、 は過大計上(是正により利益減少)、符号なしは過少計上(是正により利益増加)

*上表「リポート不正」は各期の発生額、「買掛金違算残」は不正リポート以外の各期末の残高推移額

*買掛金違算残は調整後の実質的違算額

リポート不正計上の主な発生要因

本件は平成 16 年 4 月から現在まで当社の専務取締役の職にある作佐部の実行によるものと判断されております。リポートの不正(過大)計上は当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場した期及び翌期に行われており、業績に対する社長等からの強いプレッシャーに晒されていたことが一因であると思料されております。

一方、月次決算におけるリポート処理が作佐部のみに依拠しており、担当部門である商品部内及び経営管理部門との間で相互牽制が実質的に働いていなかったことや全社的に営業成績に傾注する傾向にあり内部統制環境の醸成が不十分、又、倫理意識の浸透が効果的に行われていないなど、これらの要素が複合的に組み合わさったことが発生要因として考えられます。

買掛金違算の主な発生要因

仕入先 A 社との取引開始(平成 17 年 9 月)以降平成 20 年 3 月までは販売時点に計上すべきリポートを仕入時に先行計上しておりました。このリポート先行計上の結果として商品及び買掛金が過少となるため、A 社との取引開始から暫くの間は A 社から当社へ出向していた社員により月次決算処理としてその補正(商品及び買掛金の積増)が行われていました。また、上記補正処理後の買掛金帳簿金額と A 社請求金額との差異金額を月次決算処理として調整が行われていました。その後 A 社の出向社員から作佐部に業務引継があったものの十分でなく補正処理及び調整が滞ったことが一因であると思料されております。

一方、当社においては仕入と請求の照合システムが構築されておらず、違算発生 of 要因分析が為されていないことも発生要因として考えられます。

整理すると以下のとおりです。

決算期	販売時に計上すべき リベートの処理	決算処理(補正)	決算処理(A社請求 金額との調整)
H19/1	仕入時先行計上	実施	実施
H20/1	仕入時先行計上	未実施	未実施
H20/3	仕入時先行計上	未実施	未実施
H21/1	発生時計上		未実施
H22/1	発生時計上		未実施
H23/1	発生時計上		未実施

* H20/4 以降は決算処理(補正)は販売時に計上すべきリベートを発生時(販売時)に計上変更したことにより決算処理(補正)が不要

2. 過年度決算の修正による業績に与える影響見込みについて

過年度決算の修正による平成 24 年 1 月期の業績に与える影響見込みについては、平成 24 年 1 月期初(平成 23 年 1 月期末)の純資産額が 172 百万円程度の減少となる見込みであります。

今回の調査対象期間である平成 19 年 1 月期におきましては修正事項はありません。なお、下表の修正は第三者調査委員会からの指摘事項及び指摘に基づく課税関係の修正を反映しております。

各年度の影響額については以下の見込みであります。各四半期及び半期決算の業績に与える影響につきましては、本開示資料 6.(1)に記載のとおり開示を行う予定であります。

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第9期 (平成20年1月期)	売上高	28,094	28,094		26,463	26,463	
	営業利益	443	181	261	379	117	261
	経常利益	443	181	261	377	116	261
	当期純利益	272	65	206	216	9	206
	総資産	3,791	3,799	8	3,416	3,424	8
	純資産	1,819	1,612	206	1,790	1,583	206
第10期 (平成21年1月期)	売上高	29,136	29,136		27,927	27,927	
	営業利益	213	134	78	170	91	78
	経常利益	241	162	78	201	122	78
	当期純利益	143	74	68	111	42	68
	総資産	3,339	3,316	23	3,131	3,108	23
	純資産	1,715	1,439	275	1,676	1,401	275
第11期 (平成22年1月期)	売上高	33,655	33,655		25,207	25,207	
	営業利益	109	147	37	108	146	37
	経常利益	122	160	37	111	149	37
	当期純利益	76	103	26	74	101	26
	総資産	4,503	4,570	66	4,479	4,545	66
	純資産	1,780	1,531	248	1,726	1,477	248
第12期 (平成23年1月期)	売上高	38,867	38,867		26,208	26,208	
	営業利益	382	527	144	233	378	144
	経常利益	396	541	144	250	395	144
	当期純利益	247	323	75	134	210	75
	総資産	5,585	5,563	21	5,411	5,389	21
	純資産	1,990	1,817	172	1,842	1,669	172

4.再発防止策について

一般の不適切会計は大きくリピートの不正計上と買掛違算の未処理に起因しておりますが、単なる会計処理上の問題として捉えるのではなく、不正を生じさせない企業風土の醸成や、又、その風土を土台とした具体的且つ持続的なアクションプランを構築、着実に実施していくことが重要であると認識しております。

当社と致しましては、今回の調査を通じて第三者委員会から提言のありました以下の施策を実施していく所存です。

(1) コンプライアンスに関する意識向上

外部有識者を招いた研修制度の充実

研修対象者を全社員、経営者、従業員等に分類するなどきめ細かいコンプライアンス研修の実施

行動指針等の周知徹底

経営ビジョンを具体化し経営者の明確なメッセージを伝える役割を果たす行動指針を定め、それを小冊子としてまとめ会議・終礼等に於いて意識付けを行う。又社内メール等で定期的に重要性を訴える。

アンケートの実施

行動指針の認知度、コンプライアンスの意識・不備等に関するアンケートを定期的に実施し現状及び改善点等を取締役に報告する。

内部通報制度の一層の周知徹底

制度の周知不足、実効性を高めるため、上記の施策に盛り込み周知徹底を図る。

(2) 内部統制プロセスの一層の高度化

リピート計上プロセスの見直し

職務分掌の見直し及び相互牽制の導入

リピート管理の所管部署である商品部内にリピート総括表の作成者のほかに承認者を設け、作成者が実施した手続きを再実施、検証する。更に商品部から回付されたリピート総括表を経営管理部門においても検証する。

経営管理部門による外部証憑照合の徹底

リピートに関するデータを商品部のみならず経営管理部門も仕入先 A 社から直接入手し内容を確認、商品部作成のリポート管理資料との整合性を検証する。

チェックリストによる確実な履行

上記、についてチェックリストを作成し、月次決算にて運用を行う。

買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築について

(第一段階)

現状の会計システムの中で可能な範囲で買掛金残高の差異解消を図る。仕入先 A 社から入手する請求明細データと当社で把握している買掛金データを照合する。特に仕入リピート控除後の仕入額を把握し照合の精度を向上させると同時に差異の原因分析の結果をカテゴライズし第二段階の基礎データを集積する。

なお、今後半年程度を目途に実現を図る。

(第二段階)

上記第一段階で集積した基礎データをもとに基幹システム上での買掛金消込を実現する。明細単位での照合及び消込を実現する。

なお、第二段階は本格的なシステム構築を要するため今度 2~3 年以内を目途の実現を図る。

(3) 再発防止のための管理体制強化

経理部門の強化

経理技能のみならず当社のビジネスモデル及び販売・購買のシステムに深い理解力を有する人材の確保に努める。

コンプライアンス委員会の設置と内外での連携

上記(1)に示す施策やその他の取り組みを推進する社内のコンプライアンス体制を整備すると共に外部の専門家も交えたコンプライアンス委員会を設置し、定期的に改善案の履行状況の報告、指導を受ける。

モニタリング機能の強化

本調査報告書及び改善計画に基づくコンプライアンス改善状況について、内部統制室に十分な権限と責任を与えその機能を強化する。

なお、上記施策のうち、4.(2) につきましては平成 24 年 1 月月次分より実施しております。又、同様に 4.(2) (第一段階) につきましても現状において可能な範囲で買掛金照合を実施する予定です。

更に会社法第 362 条及び会社法施行規則 100 条に基づき業務の適正を確保するための体制を改定しております。(本日付「内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について」の開示資料をご参照下さい)

5.関係者の処分

第三者調査委員会による調査結果を受け、以下の処分を実施することを決定致しました。

専務取締役営業本部長	作佐部 光浩	営業本部長の職を解き取締役辞任
代表取締役社長	劉 海濤	月額報酬 30%減額を 3 カ月
取締役副社長	竹下 謙治	月額報酬 10%減額を 3 カ月
取締役経営管理部長	土屋 敏	月額報酬 10%減額を 3 カ月

なお、平成 24 年 1 月より業績悪化に伴い常勤取締役の報酬は月額 20%の減額を実施しております。

6.今後の対応について

(1)過年度決算の訂正

本調査において認定された事実関係に基づき、過年度の有価証券報告書等ならびに過年度の決算短信の一部を訂正する予定であります。過年度決算訂正作業の状況を勘案し実施時期は以下のように考えております。

平成 24 年 3 月 22 日予定の過年度決算訂正

(有価証券報告書等)

第 9 期、第 10 期、第 11 期、第 12 期の有価証券報告書、第 11 期、第 12 期、第 13 期の各四半期報告書

(決算短信)

平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期、平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期の各決算短信、平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期、平成 24 年 1 月期の各四半期決算短信

平成 24 年 4 月初旬目途の過年度決算訂正

(有価証券報告書等)

第 9 期、第 10 期の各半期報告書

(決算短信)

平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各中間決算短信、平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各第 1 四半期財務・業績の概況(連結及び個別)、平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各第 3 四半期財務・業績の概況

(2)平成 24 年 1 月期決算短信開示の遅延について

今般の不適切会計への対応及び過年度の決算訂正作業に伴い、当社の平成 24 年 1 月期決算短信の開示は平成 24 年 3 月 23 日を目途に行うことに変更致しました。

つきましては、当該開示は決算期末から 50 日超える見込みとなるためお知らせ致します。

(3)平成 24 年 1 月期有価証券報告書の提出について

平成 24 年 1 月期の有価証券報告書は法定の期限内に提出する予定です。

以上